

住宅市街地整備計画書

1. 整備地区及び重点整備地区区域

(1) 整備地区

名称：北彩都団地地区

所在地：北海道旭川市宮下通13丁目～16丁目及び宮前1条3丁目，4丁目の一部

面積：18.87ha

(2) 重点整備地区

名称：北彩都団地地区

所在地：北海道旭川市宮下通13丁目及び14丁目の一部

面積：1.72ha

2. 整備地区の整備の基本方針

(1) 整備地区の概要

当該整備地区は、JR旭川駅の東側に位置し、新駅舎の建設や鉄道の高架化、駅南北を結ぶ道路や橋の整備、魅力ある河川空間や都市景観の形成、快適な住空間の創出など、総合的かつ一体的に行う旭川駅周辺開発整備事業（以下「北彩都あさひかわ事業」という。）の事業用地の一部である。

このため、土地区画整理事業やそれに附帯する事業の進捗に合わせて、道路や公園、公共公益施設など、都市基盤施設の整備が進むなか、当該整備地区においても、住宅用地の造成をはじめ、中心市街地が持つ都市機能と緑豊かな景観を備えた都心居住の推進を目指した市街地の整備が進められているところである。

(2) 整備地区の課題

【住宅】

北彩都あさひかわ事業の土地利用計画において、主に居住ゾーンに位置づけられている当該整備地区の東側は、大規模な共同住宅が建設されているほか、低層の専用住宅が建ち並ぶ良好な居住環境が形成されている。

一方、都心居住を図るべく当該計画に位置づけられているその西側は、これまでその一部が鉄道敷地であることなどによって、土地利用が進まず、共同住宅の建設が図られない状況にある。

本市においては、当該整備地区を含む中心市街地の活性化が大きな課題となっており、高齢者や子育て世帯が安全で快適に暮らせる住環境を整備して定住人口を増やし、賑わいを創出するまちなか居住を推進する必要がある。

【道路】

北彩都あさひかわ事業における土地区画整理事業等によって、J R旭川駅の南北を結ぶ幹線道路が整備され、交通アクセスの強化が図られている。

しかし、重点整備地区内の道路の一部については、良好で快適な住環境の形成を図るために、建設される公営住宅等の配置やその利用形態に合わせて、安全で質の高い道路整備を行う必要がある。

【緑地】

北彩都あさひかわ事業は、都市と自然の調和という概念のもと、J R旭川駅の南側に位置する河川空間の緑を都市空間に引き込み、市街地空間と緑地空間を融合した魅力ある都市空間を形成しようとするものである。

このように、市街地空間と緑地空間の相互貫入が求められるなか、特に重点整備地区内には、公園や広場などの緑地空間が無いことから、緑地空間を創出し良好な住環境の形成を図る必要がある。

【コミュニティ】

市民が安全かつ安心して、快適に暮らすことができる住環境を確保するにあたっては、良好な住宅や住環境（ハード）の整備を行うほか、地域住民のコミュニティ（ソフト）の形成が重要である。

しかし、当該整備地区には、コミュニティの形成を図る拠点機能が無いことから、その整備を行う必要がある。

(3)整備地区の整備の方針

【住宅】

高齢者や子育て世帯，住宅に困窮する世帯などが，安全かつ安心して，良好な住環境の中で，質の高い住生活を営むことができるように，公営住宅3棟150戸及び子育て支援施設を当該重点整備地区に整備する。

当該公営住宅は，急速に進行する少子高齢化を踏まえて，一般世帯向けの住宅のほか，高齢世帯向けと子育て世帯向けの住戸をそれぞれ設けて，市民の幅広い居住ニーズに対応するとともに，子育て世帯向けの住戸については，子育て世帯の入居機会の拡大を図るために，期限付き入居制度を導入する。

【道路】

重点整備地区に整備する公営住宅の敷地の間に位置する道路については，団地としての一体感や連続性，当該道路周辺に配置する団地内の緑地や広場の利用形態などを総合的に考慮して，公営住宅の入居者及び地域住民の安全性や利便性が向上するよう整備を行う。

【緑地】

公営住宅の整備に伴い整備する緑地や広場は，入居者の共同の福祉に資するように，住棟や他の共同施設の配置などを考慮し，適切に設置するとともに，整備地区又はその周辺に配置される緑地や公園との連続性や景観などを総合的に勘案して，良好な都市空間の形成及び住環境の向上を図る。

【コミュニティ】

重点整備地区内に整備する子育て支援施設は，乳幼児等親子への子育て支援や，中高生の多様な経験や学び，異年齢の子どもの交流や各種活動などを行う場として整備するものであり，当該地区内に整備する子育て世帯向けの公営住宅と連携することで，子育て環境の充実を図る。

また，当該施設で実施される各種活動やイベントなどを通して，団地入居者をはじめとする地域住民の交流を促進する。

【その他】

整備地区又はその周辺は，北彩都あさひかわ事業の進捗に合わせて，新駅舎の建設，鉄道の高架化，市街地の整備改善，道路や公園などの都市基盤施設の整備が総合的かつ一体的に行われており，広域的に都市空間及び住環境の向上が図られている。

3. 整備地区の土地利用に関する事項

住宅用地	約 10.57ha (56.2%)	道路	約 5.90ha (31.2%)
商業・業務用地	約 1.61ha (8.5%)	保育所	(0.0%)
公園・緑地	約 0.55ha (2.9%)	教育施設	(0.0%)
その他	約 0.24ha (1.2%)	官公署施設	(0.0%)

4. 住宅等の整備に関する事項

(1) 主要な街区における住宅等の整備に関する事項

団地名 (工区名) (面積)	事業手法	施行者	建設戸数	住宅建設の基本方針
北彩都団地 (1.72ha)	公営住宅整備事業等	旭川市	150戸	公営住宅3棟150戸及び子育て支援施設を重点整備地区に整備し、住環境の向上及び子育てしやすい環境の充実に努める。
合計			150戸	

5. 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

(1) 主要な施設の整備に関する事項

施設名	整備の内容				
	名称	種別等	事業量	備考	
公共施設	緑地・広場	緑地・広場	約 0.2ha		
	道路	公道	約 1.5ha		
公益施設	名称	面積	備考		
	子育て支援施設	旭川市北彩都子ども活動センター 682 m ²			

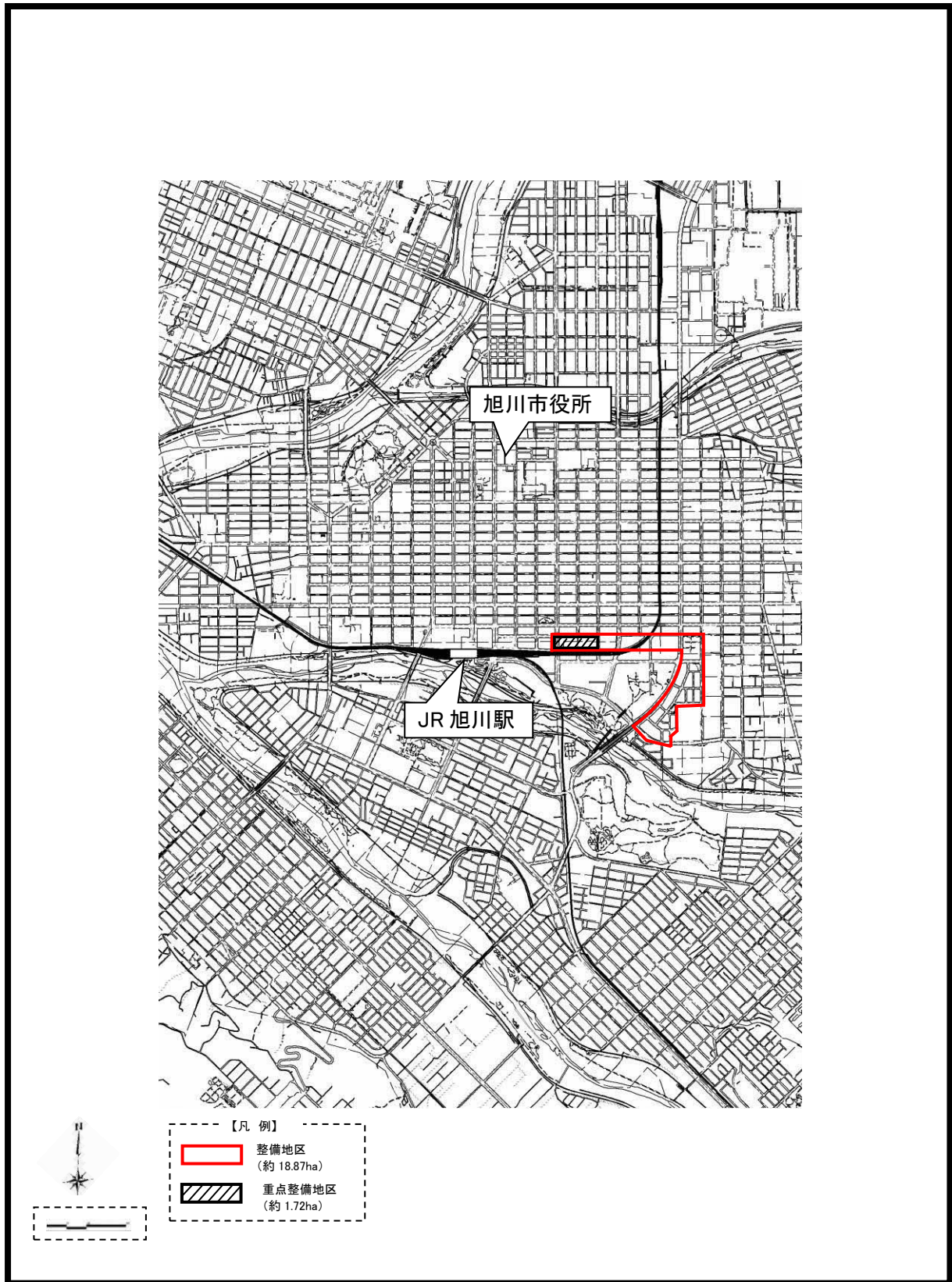
(2) その他の施設に関する事項

- ・ 駐車場整備：公営住宅敷地内に整備する駐車場は、当該公営住宅入居者の共同の福祉に資するほか、高齢者や子育て世帯などの利用を考慮し、適切な規模や設備を有した構造とする。
- ・ 用地取得：公営住宅の整備に要する用地の取得によって、計画的かつ円滑な公営住宅の整備を図る。

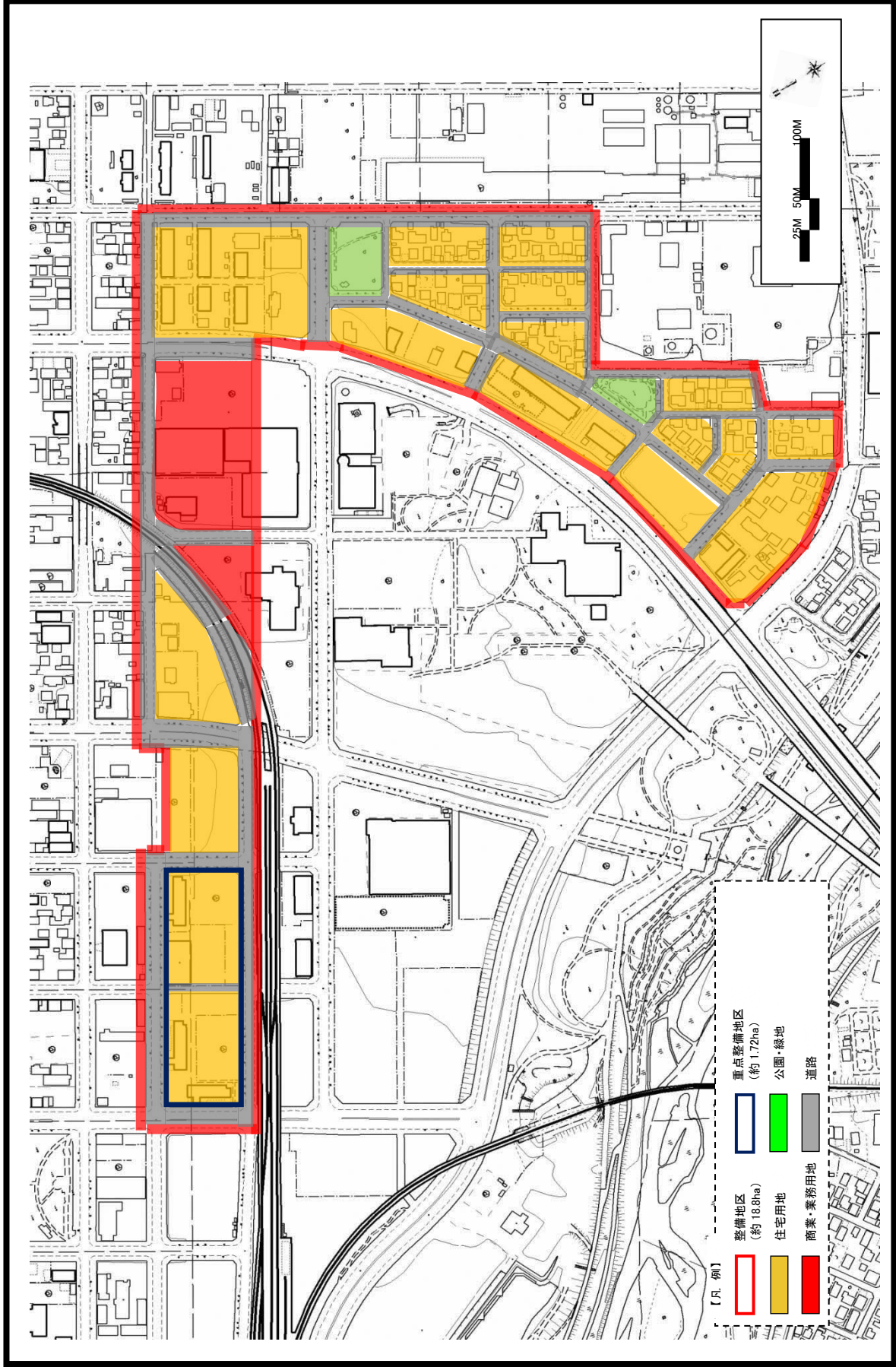
6. その他必要な事項

- ・ 施行年度 平成23年度～平成28年度

■位置図(Scale=1/25000)



区域图 (Scale=1/5000)



■ 整備地区計画図 (Scale=1/5000)

